

三者連携！

電話相談

相続登記支援室

法務局

司法書士会

**土地家屋
調査士会**

- ◆遺産の相続
- ◆相続登記の手続等
- ◆空き家対策

- ◆土地の境界
- ◆空き家対策
- ◆登記の申請手続等

相続登記などの相談は

042-519-3604

までお電話ください。

11月15日（月）～19日（金）
【午前9時～12時，午後1時～4時】

- ※上記期間中は、東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会が連携して、相続登記や空き家問題等に関する支援を行っています。
- ※電話による**無料相談**です。※**秘密**は**厳守**します。

三者連携相続登記支援室